

小野市緑の基本計画改定業務委託仕様書

1 業務名 小野市緑の基本計画改定業務委託

2 目的

平成9年3月に「小野市緑の基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定して以降、既に27年が経過している。そこで関連する法律や社会情勢が変化していることを受け、現行計画の見直しが必要となっている。これらの背景を踏まえ、今後の緑の意義やあり方を再認識し、より発展的な将来像の実現に向けて小野市緑の基本計画の改定を行うものである。

3 諸元（令和6年3月31日現在）

- (1) 都市計画区域の面積 75.08 平方キロメートル
- (2) 都市計画区域の人口 41,400 人

4 契約期間（履行期間）

契約締結日から令和8年3月31日（火）（予定）まで

5 業務内容

配置予定技術者資格等

管理技術者：技術士（都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画）の資格を有するものとする。

照査技術者：技術士（都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画）の資格を有するものとする。また本業務ではGISを利用するため空間情報総括管理技術者の資格を有するものとする。

本市総合計画（上位計画）やプロジェクト等は、本市総合政策部が所管している。

防災公園については、本市市民安全部が所管している。

本緑の基本計画を策定することにより、将来の事業実施にあたり、補助金申請等の根拠資料とする。

業務実施及び設計変更等に必要な根拠資料、数量等の作成は、受託者において行うこととし、遅くとも工期の20日前までに必ず提出すること。

(1) 計画準備

- ・作業開始前に工程・業務内容・作業体制等を明記した業務実施計画書を作成するとともに、市担当者職員に対し業務に必要な資料の貸与を依頼し、資料の収集・整理を行うこと。
- ・契約後、速やかに全体業務工程表(月末ごとの予定進捗率を明記すること)を作成し提出すること。
- ・計画的に進捗させ、月末ごとに業務進捗率を提出すること。
- ・計画的に進捗させ、契約締結日から3か月後において必ず50%以上進捗させること。

(2) 現行の緑の基本計画の検証

- ・現行の計画は平成9年3月に作成されたものである。
- ・緑の基本計画改定にあたって、緑の基本理念・基本方針、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策などについて、把握・分析を行う。
- ・分析した内容に基づいて進められてきた施策、事業等について整理をする。

(3) 上位・関連計画の整理

- ・発注者からの貸与資料を基に、本計画に関連する本市総合計画、都市計画マスタープラン等の上位計画や関連計画との整合性を図るため、内容を把握するとともに、本計画に反映させるべき事項を整理すること。

(4) 緑地の現況及び都市の現況調査

- ・発注者からの貸与資料等を基に以下の項目について現況を把握しとりまとめを行う。なお、地域ごとにも状況を把握するものとし、その地域割については協議した上で決定するものとする。

(a) 自然条件 : 気象、地形、植生、植物、水系、景観等

(b) 社会的条件 : 人口(動向及び分布)、土地利用、都市施設等

(c) 緑地現況、緑化状況 : 施設緑地、地域制緑地、緑に関する施策等

(5) 調査結果の分析、現行計画の進捗確認及び課題整理

- ・前項の調査結果を分析し、現行計画「緑の基本計画」に示されている目標の達成状況や各事業の進捗状況等について整理した上で、全体的な評価及び課題の整理を行うこと。

(6) 基本方針及び目標の検討

- ・これまでの調査結果を整理した上で、人口減少や少子高齢化といった近年の社会情勢や市民・行政にとって適正な土地利用の促進といった観点からみて、計画見直しの基本方針を設定する。また緑の地域特性を踏まえ、

現況や課題を整理し、地域別の見直し方針についても検討する。

(7) 評価方法の検討、指標の設定

- ・本市総合計画に示される将来像等を踏まえ、緑の基本計画として以下の目標等を設定する。また、目標に対しての進捗や達成状況の評価方法についても設定すること。

- (a) 基本理念
- (b) 緑の将来像
- (c) 基本方針
- (d) 計画フレーム
- (e) 計画の整備目標水準（指標）
- (f) 施策の体系

(8) 計画実現のための施策設定

- ・前項で検討された目標及び基本方針を踏まえ、計画実現に向けた施策の基本方針とその方向性について定めること。
- ・系統別緑の配置方針（環境保全、レクリエーション、防災、景観）の4系統別の緑地の配置計画を明らかにすること。また、系統別緑の配置方針を踏まえ、総合的な緑地の配置方針を設定すること。

(9) パブリックコメントの実施方針

- ・緑の基本計画（改定素案）についてパブリックコメント（1回）を実施するにあたり下記項目の補助業務を行うとともに、改定素案に反映すること。

- (a) 公表用データの作成
- (b) パブリックコメント結果の検証

(10) 都市計画審議会の資料作成

- ・緑の基本計画（改定素案）について都市計画審議会へ報告（1回）するために必要となる資料の作成を行うこと。

(11) 計画のとりまとめ

- ・受託者は、以上の検討結果を基に緑の基本計画の計画書及びその概要版をとりまとめた上で作成し、成果品として提出すること。

(12) 打合せ協議

- ・打合せ協議は、業務着手時、中間3回、成果納入時の計5回を基本とするが、業務実施上に必要が生じた場合は、速やかに発注者と受注者の協議の上、発注者の指示に従うものとする。

（１）一括再委託等の禁止

業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 仕様書記載外の事項

この仕様書に記載されていない事項又はこの仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、検討資料を提示して担当職員と協議するとともに、誠実に対応すること。

(3) 関係法令の遵守

本委託業務を実施するに際して、関係法令を遵守すること。

(4) 成果物

- ・緑の基本計画（改定）本編 1 部
- ・緑の基本計画（改定）概要版 1 部
- ・上記の電子データ 1 式
- ・その他発注者が指示するもの